

広島県議会議員の議員報酬の特例に関する条例をここに公布する。

平成二十三年七月十一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県条例第三十六号

広島県議会議員の議員報酬の特例に関する条例

- 1 県議会議員の議員報酬月額、特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例（昭和五十年広島県条例第三十八号。以下「特別職給与条例」という。）第三条第一項第一号の規定にかかわらず、同号の規定による議員報酬月額から、議長にあつてはその額に百分の七・五を、副議長及び議員にあつてはその額に百分の五を乗じた額を減じた額とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、特別職給与条例第三条第二項の規定により支給される期末手当の額の算出の基礎となる議員報酬の月額については、特別職給与条例第三条第一項第一号の規定による額とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成二十三年八月一日から施行する。
- （この条例の失効）
- 2 この条例は、平成二十七年四月一日以降最初に招集される広島県議会の定例会の閉会の日の属する月の末日限り、その効力を失う。